



畜産農家における ポジティブリスト制度への対応のポイント

食品衛生法に基づき本年5月29日に導入される「ポジティブリスト制度」によって、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品について、食品中の残留に対する規制の範囲が広がります。これによって動物用医薬品を使用するに当たっての注意事項、特に休薬期間や使用禁止期間が大きく変わります。（使用禁止期間が延長されるものは裏面をご覧ください。）

最新の情報は、農林水産省動物医薬品検査所ホームページ（<http://www.nval.go.jp>）及び独立行政法人肥飼料検査所ホームページ（http://www.ffis.go.jp/sub8/sub16_1.htm）を参照してください。

食品衛生法違反とならないように次の点に注意してください。

1. 動物用医薬品の添付文書をよく読んで、適正に使用する。
2. 投薬中や投薬後の動物・畜舎には表示をし、間違えないようにする。
3. 出荷する動物や牛乳・卵を出荷している動物の治療記録を確認する。
4. 対象家畜や使用時期が定められた飼料について、これを遵守する。
5. 書類や帳簿を保管する。
 - (ア) 飼料の購入伝票や給与記録
 - (イ) 牧草などへの農薬散布記録
 - (ウ) 動物用医薬品の購入記録や使用記録
 - (エ) 動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書

特に、保管した書類・記録は、問題が発生したときの重要な資料となります。

お問い合わせは

まで